

# 証券市場改革の推移

(～平8)

適債基準の撤廃  
(昭58～平8)

委託手数料引下げ・部分自由化  
(昭60～平6)

インサイダー取引規制  
(平成元年)

損失補填、取引一任勘定取引の禁止  
(平成3年)

証券取引等監視委員会の設置  
(平成4年)

銀証相互参入  
(平4～平8)

## 金融システム改革 (平9～平10)

### 基本的理念

➤ 漸進的規制緩和

抜本的市場改革

➤ 競争的環境の整備

➤ 自己責任原則の徹底

市場原理の徹底

### 市場

取引所集中義務の撤廃、未上場株等の取扱解禁  
証取法上の行為規制違反の罰則強化  
連結財務諸表の見直し、時価会計の導入 等

### 市場仲介者

委託手数料の完全自由化  
証券会社の免許制から登録制への転換  
銀証子会社完全参入 等

### 投資対象

店頭デリバティブ、株券オプションの解禁  
私募投信、会社型投信の導入  
証券総合口座の導入 等

## 金融インフラ3法 及び証券決済システム改革 (平11～平13)

金融商品販売法  
(顧客への説明義務、立証責任の転換等)

SPC法、投信法改正  
(資産流動化スキーム、資産運用スキームの拡充)

証取法、金先法改正  
(取引所等の株式会社化、開示制度の電子化)

## 証券決済システム改革

第1弾(平成13年)

短期社債振替法  
(CPのペーパーレス化)

保振法  
(振替機関の株式会社化)

## 与党三党証券市場活性化対策

(平13.2)

金庫株解禁  
ETF導入  
長期保有株式の譲渡益課税の軽減

## 証券市場構造改革プログラム (平13.8)

個人投資家の参入を促進する観点から、以下の4点について、当面の課題を着実に実施。

信頼向上のためのインフラの整備  
親しみやすい投資信託の実現  
リスクキャピタル供給のための税制改革  
投資家教育

## 証券市場改革促進プログラム

(平14.8)

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため、以下の3点について、包括的な取り組みを迅速に実施。

誰もが投資しやすい市場の整備～多様な投資家の幅広い市場参加の促進～  
・証券仲介業制度の創設  
・証券税制の大幅な軽減・簡素化  
投資家の信頼が得られる市場の確立～市場の公正性・透明性の確保～  
・証券取引等監視委員会の体制・機能の強化  
・公認会計士監査の充実・強化  
効率的で競争力のある市場の構築～市場の安定性・効率性の向上～  
・取引所市場、店頭市場、私募債 市場のルール整備

## 証券取引法等の一部改正(平成16年)

(第159回国会法案提出)  
金融資本市場の基盤整備を更に進める観点から、以下の措置を実施。

銀行等による株式等(株式、社債、外国債等)の売買の証券会社への取次業務(証券仲介業務)の解禁

市場監視機能・体制の強化(課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大)

ディスクロージャーの合理化(目論見書(説明資料)の合理化等)

組合型ファンド(投資事業有限責任組合等)への投資家保護範囲の拡大

証券会社による顧客の注文の執行にあたり最良執行義務を導入 等

第2弾(平成14年)

「証券決済システム改革法」  
・社債・国債等のペーパーレス化

第3弾(平成16年)

・株式等のペーパーレス化  
(第159回国会法案提出)